

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求上告提起事件

国側当事者・国(右京税務署長、国税不服審判所長)

平成22年8月10日却下・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年9月19日判決、本資料258号-177・順号11035)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年5月20日判決、本資料260号-86・順号11442)

決 定

上告人	甲
上告人	乙
上告人	丙
同3名訴訟代理人弁護士	滝井 朋子
同	水野 武夫
上告人ら補助参加人	q
被上告人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	右京税務署長 常川 佳男
処分行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状には上告理由の記載がなく、また、上告人らが平成22年6月10日上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人らは前記上告提起通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告理由書を提出していないことが明らかである。

よって、民事訴訟法316条1項2号に従い本件上告を却下し、上告費用の負担につき同法67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

平成22年8月10日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 岩田 好二

裁判官 三木 昌之

裁判官 西田 隆裕